

GRACE News Letter

Legal professional corporation

2015.02 vol. 14

CONTENTS

●TOPICS	弁護士紹介	弁護士 森田 博貴
●下請法コラム	第2回 親事業者による注文品等の受領拒否	弁護士 大武 英司
●法改正コラム	第2回 民法改正2 一契約の解除ー	弁護士 森田 博貴
●助成金コラム	助成金の紹介「ものづくり・商業・サービス革新事業補助金」	事務員 湯田 えり奈
●グレイス・ニュース	セミナー開催のお知らせ、事故チームからのお知らせ	
●事務員コラム	商品・サービス紹介、番外編「フラー薬局」	事務員 今西 英華

TOPICS ★ 弁護士紹介

「徹底的に邁進」します。
「専門性を極める」ことが
私の夢です。妥協なく、

1. 建設関連案件への対応

本年よりグレイスに入所しました弁護士の森田と申します。

私は、いわゆる理系出身者で、大学では建築を専攻しておりました。

建設関連訴訟は、技術的な知識を要するケースが多く、東京地方裁判所に専門部が設置されるほど、法律家にとっても高度の専門性が要求される領域です。

私は、こうした建設関連案件に対し、強力に対応することができます。

現在も複数の建設関連案件に携わっておりますが、技術的な現象を正しく理解し、これを裁判所が読むに堪える法律的な文章に落とし込む点で、従来の弁護士にはない価値を提供させて頂いていると自負しております。

今後は、資格の取得等を通じ同分野の知識をさらに深め、より専門性を高めて参ります。

2. フィリピンビジネス

私は、フィリピンでのビジネスに興味があります。短期ではありますが、実際に同国への留学も行いました。将来は、現地に事務所を設けたいと考えております。

弁護士の職はドメスティックなものと思われがちですが、東京都内には、多くの外国人弁護士が存在し、逆に、アジアの国々に常駐する邦人弁護士もおります。

弁護士の世界にも、グローバルな局面でのニーズはあるのです。

簡単な仕事ではありません。ただ、あるクライアントのお引き立てにより、入所して1ヶ月にして、全国でも屈指のフィリピン通と謳われる方とお近づきになる幸運にも与りました。

願望を持ち続け、皆さまのご好意に対する感謝を忘れなければ、道は開けると考えております。有言実行の気構えで準備を進めて参ります。今後とも何卒よろしくお願い致します。

弁護士
森田 博貴

》所属

日本弁護士連合会
鹿児島県弁護士会(弁護士登録番号:51168)

》略歴

2005年 4月 東京理科大学 理工学部 建築学科 入学
2009年 3月 東京理科大学 理工学部 建築学科 卒業
2010年 4月 京都大学 法科大学院(未修過程) 入学
2013年 3月 京都大学 法科大学院(未修過程) 卒業
2013年 9月 新司法試験 合格
2013年 11月 最高裁判所司法研修所 入所

》職歴

2009年 4月 株式会社東急急行電鉄 入社
2009年 9月 株式会社東急急行電鉄 退社
2015年 1月 弁護士法人グレイス 入所

》趣味

ゴルフ、空手



下請法コラム 第2回 親事業者による 注文品等の受領拒否

弁護士
大武 英司



今回から、数回にわたり下請法が禁止している親事業者の行為について説明致します。親事業者の禁止行為として挙げられているものは多岐にわたりますが、今回は親事業者による注文品等の受領拒否に関するトラブルについて扱います。

ところで、皆様には、親事業者が下請事業者に対し、注文した物品等の受領を拒んだり（拒まれたり）、受け取った物品を返品したり（返品されたり）するというご経験はないでしょうか？

下請法第4条1項1号では、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。」を親事業者の禁止行為とされております。

通常、下請業者が親事業者から製造を委託された製品

は、一定の規格や品質を求められるので、これを他の業者に販売することは困難です。そこで、出来上がった製品が契約の内容と違う場合や予め定められた納期に違反する場合など、下請業者に明らかに不備がある場合を除き、親事業者が注文品等の受領を拒否することができないと下請法は規定しています。

それでは、親事業者が「発注を取り消す」と主張して、注文品等の受領を拒否した場合はどうでしょうか？

法がせっかく親事業者による受領拒否を禁止しても、「発注を取り消す」という一方的な主張がある場合に受領拒否が認められるとしたのでは、法の意味がなくなります。そこで、下請事業者が仕事に着手している場合には、親事業者は発注の取消しや延期時までにかかった費用相当額を支払わなければならぬと考えられております。

このように、親事業者が注文費等の受領を拒否した場合等には、下請法が問題となってきます。

次回は、下請代金の支払遅延や減額に関するトラブルについて触れる予定です。

法改正コラム 第2回 民法改正2 -契約の解除-

弁護士
森田 博貴



今月は、先月に続き、民法改正、その中でも特に「解除」をテーマとして法改正情報をご提供させて頂きます。

解除とは

まず、民法上の「解除」の概念について簡単にご説明致します。

解除とは、簡単に言うと、債権者が債務者の債務不履行（売買契約で買主が代金を支払わないなど、契約によって負担した義務の履行がされること）を理由として、債務者に対する一方的な意思表示により契約を終了させることを言います。

解除された場合、賃貸借など一部の継続的な契約関係を除き、その契約は、契約時点まで遡り最初からなったものと扱われます。これを、解除の「遡及効」と言います。

変更点

(1) 新民法における重要変更点は、解除の要件として「債務者の帰責事由」が不要となったことです。

(2) 従来、契約を解除するためには、①相手方の債務不履行と、②その不履行が相手方の帰責事由（責めに帰すべき事由）によること、という2つの要件が必要となっていました。

つまり、現行民法では、先の売買契約の例で言えば、①買主が代金を支払わないことと、②それが買主の責任によること、という2つのことが言えて初めて買主は契約を解除し、買主に渡していた売買目的物の返還を求めることができるのです。

(3) 他方、新民法では、②の要件を充たさなくても解除ができるようになります。すなわち、例えば、上記の例で買主が代金を支払えなかつたのが、大震災によって道が寸断され金融システムがストップしてしまったことによる場合、これは買主（債務者）の責めに帰すべき事由とは言ないので、従来の民法では売買契約を解除できないのですが、新民法ではこれができるようになるのです。

平成 26 年度補正

「ものづくり・商業・サービス革新事業補助金」
公募開始となりました。

事務員
湯田 えり奈



募集期間

平成 27 年 2 月 13 日(金)～平成 27 年 5 月 8 日(金)
※当日消印有効

設備投資、システム開発、新規雇用等をお考えの皆様、
最大 1,000 万円の補助金が取得出来るチャンスです !!

2月初旬、経済産業省の平成 26 年度補正予算が発表され、この度公募開始となりました。
地域の活性化に資する企業・産業に対する支援として組まれた『ものづくり・商業・サービス革新事業（ものづくり・サービス補助金）』をご紹介させて頂きます。

平成 26 年度補正予算案額 1020.4 億円

どんな補助金？

こちらの補助金は業種を問わず、【新しいサービス】や【新しいものづくり】の新事業にチャレンジする中小企業を支援する制度です。また今年度は、2社以上が連携して設備投資を行う際に利用できる【共同した設備投資等による事業革新】という制度も、追加となりました。

【新しいサービス】

補助上限額 1,000 万円 補助率 2/3

※設備投資が必要

補助上限額 700 万円 補助率 2/3

※設備投資を伴わない

【新しいものづくり】

補助上限額 1,000 万円 補助率 2/3

※設備投資が必要

補助上限額 500 万円 補助率 2/3

※設備投資を伴わない

【共同した設備投資等による事業革新】

補助上限額 5,000 万円 補助率 2/3

(一社 /500 万円)

補助金を受けるためには？

認定支援機関（※1）の全面的バックアップを得た事業を行なう中小企業であることが条件となります。
期間が限られており、厳しい審査もありますが、採択された場合、最大で 1,000 万円の補助金を取得出来るなど、非常にメリットが大きい制度です。

その他《政府系金融機関の低利融資制度（※2）》や《中小企業信用保険法の特例（※3）》等の制度を受けることもできます。

(※1) 認定支援機関

認定支援機関である当事務所が全面的にサポート致します。
ご安心ください。

(※2) 政府系金融機関の低利融資制度

政府系金融機関とは、国の支援策を金融面から推進する機関で、日本政策金融公庫（国民生活金融公庫と中小企業金融公庫）と商工組合中央金庫があります。
これらの機関では、中小企業に対して、事業に必要な資金を低利・長期・固定で融資しています。経営革新計画の承認を受けると、通常の条件よりも優遇された特別貸付を受けることができます。

(※3) 中小企業信用保険法の特例

資金融資の信用保証に関して、普通保証等の別枠設定や新事業開拓保証の限度額引き上げなど特例による支援措置が講じられています。

簡単に取得できる補助金ではありませんが、補助上限額が極めて大きいため、チャンスです！

一緒にトライしてみませんか？

この補助金に興味がある方は、是非当事務所へご相談ください。



\法人・事業主向け/

セミナー開催のお知らせ

4月よりいよいよセミナーを再開致します。

今年は各種業務委託契約に関する法的問題を題材とした「下請法」をシリーズ化して解説するセミナーを全3回にわたり開催する予定です。どうぞ、奮ってご参加ください！

《第1回》 「下請法とは?~あなたの業務委託は大丈夫ですか?」

業務委託や業務の受託をしている、あるいは事業の効率化を図り今後業務委託取引を始めてみようとお考えの場合に、気をつけなければいけないのが下請法です。

- ・親事業者（業務委託会社）から理不尽な扱いを受けているが、どうにかならないか？
- ・下請業者に対して主張できることはないのか？
- ・業務委託契約を交わすときのポイントは？

そのような疑問を当セミナーで解決致します！

開催日時 平成27年4月22日(水) 18時30分～20時30分

講 師 大武英司

会 場 当事務所会議室(鹿児島市金生町1-1アルボーレ鹿児島6F)

対 象 法人・事業主

参 加 費 顧問先様は無料、それ以外の法人・事業主様は1万円(税込)

参加申込・お問い合わせ先 Tel.099-822-0764

※参加希望の方は当事務所までご連絡ください。皆様のご参加をお待ちしています！ (4月15日締切)

\事故チームからのお知らせ/

被害者参加制度
サポートサービス交通事故でお亡くなりになった方のご家族、交通事故で重傷を負った方やそのご家族の方宛てに、『被害者参加制度サポートサービス』を始めました。被害者の思いが加害者に伝わっておらずに苦しんでいる方がいらっしゃる場合は、当事務所までご連絡ください。
詳しくはWEBをご覧ください。WEB http://www.kagoshima-kotsujiko.com/事務員コラム
番外編
商品・サービス紹介編

事務員 今西 英華

今回の『企業様の商品・サービス紹介』は番外編として、郡元南側電停前の「フラー薬局」をご紹介します。

VOL.4
フラー薬局真砂町には
姉妹店の
ローズ薬局 も。昨年の鶴丸高校のマスターズ甲子園
鹿児島大会優勝の立役者であり、町
内会長として地域の世話役活動に熱
心な、色々な魅力を持つ宝来さん

DATA

フラー薬局
鹿児島市郡元2-12-10
TEL 099-813-0777
WEB http://www.web-flower.co.jp/

薬剤師一人が受け持てる処方箋は一日40枚までが基準とされているんですね。当然、ドラッグストアと違って調剤薬局は健康保険法で定められる医療機関であって、診療報酬といういわば税金を使うので、とりわけ医療費の削減が叫ばれる昨今では皆さんも注目しているはずです。薬局で支払う薬代は、およそ公定薬価7割、技術・指導料3割らしいです。薬価はほぼ固定なので、調剤薬局は薬剤服用歴の管理や患者への指導、病院への飲み合わせなどの意見具申をしつつ、貴重な財源を食い潰さないように、積極的にジェネリック医薬品を勧めているとのことです。

代表の宝来さんは、今後、病院との連携による在宅医療、地域医療の拡充がますます重要になると訴えていました。なんと五人のお子さんがいるので、現在の子育て世代の苦労から、介護保険があるように育児保険があっただるべき時代との話にも力が入っていました。

「地方創生を叫ぶのであれば、子育て、医療、地域の活力にもっと光が当てられなければ」というお話を同感しました。

聞けば今春の県会議員に立候補の準備をされていて、鹿児島から社会保障の充実のために国への発信をしていきたいという志しも伺い、一人の女性として率直に応援したいと思いました。

『商品・サービス紹介』は随時募集しております。企業間のビジネスマッチングの場としての効果も期待できますので、是非ご活用ください。

弁護士法人グレイスに「ブログ」があるのはご存知ですか?

《弁護士ブログ》法律に関する記事や、弁護士のプライベートでの出来事など
http://ameblo.jp/kote-law/《事務局ブログ》事務員のプライベートでの出来事、事務所の業務風景、雑学など
http://ameblo.jp/kotegawalaw-stuff/ブログ 隨時
更新中ですアメブロ 弁護士法人グレイス 検索
(当事務所HPからもアクセス可)

ご存知ですか

全ては依頼者の最大の利益の為に

契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間:平日9:00～18:30
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります